

横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱

制 定 平成元年12月

最近改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 本要綱は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨を踏まえて、事業者の協力を得ながら必要な指導を行うことにより、横浜市内における産業廃棄物の適正かつ安全な処分を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要綱は、市内で埋立処分又は海洋投入処分される産業廃棄物に適用する。

(定義)

第3条 本要綱において、用語の定義は、次の事項のとおりとする。

(1) 政令で定められた施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第3、第4及び第5に定められている施設をいう。

(2) 要綱特定廃棄物

処分に際して公定分析の実施を求めるものとして、次に掲げる産業廃棄物をいう。

ア 汚泥

イ 廃酸

ウ 廃アルカリ

エ 鉱さい

オ 燃え殻

カ ばいじん

キ 廃水銀等

ク アからキ及び廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン及びそれらを含むものに限る。）の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を処分するために処理したもの

ケ その他市長が指示するもの

(3) 一般性状試験

要綱特定廃棄物の一般的な性状を把握するために行う次の分析等をいう。

ア 試料の性状の確認

形状、色及び臭気

イ 分析項目

水分、pH、n-ヘキサン抽出物質量（含油量）、固形分、不溶成分、固形分の熱灼減量、固液分離の有無、油膜の有無及び油分

（4）有害物質等の略称

表-1によって定めるものとする。

（処分の基準）

第4条 市内で埋立処分又は海洋投入処分する要綱特定廃棄物は、政令で定められた施設の有無にかかわらず、次の基準に適合するものであること。なお、埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合には、海洋投入処分を行わないようすること。

（1）市内の管理型最終処分場で埋立処分する場合

「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下金属省令）」（昭和48年総理府令第5号）及び「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令」（平成12年厚生省令第1号）並びに本要綱で定める有害物質等の判定基準（表-2）。

（2）海洋投入処分する場合

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号イ」、「金属省令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和51年総理府令第5号）により定められた基準（表-3）。

（排出事業者及び中間処理業者が実施する事項）

第5条 市内で要綱特定廃棄物を埋立処分又は海洋投入処分しようとする排出事業者及び中間処理業者は、次の事項を行うこと。

- （1）適切に処分するために有害物質等の分析及び一般性状試験を行い、その廃棄物の性状把握に努めること。
- （2）埋立処分しようとする排出事業者及び中間処理業者は、1年に1回以上の頻度で分析調査を行い、事前に別途定める様式により報告書を作成して本市に承認申請を行うこと。
- （3）海洋投入処分しようとする排出事業者は、6か月に1回以上または頻度の少ない場合は処分するごとに分析調査を行い、事前に別途定める様式により報告書を作成して本市に承認申請を行うこと。
- （4）本市の承認を受けた中間処理業者は、原則として3か月に1回分析調査を行い、本市に中間報告をすること。

（最終処分業者が実施する事項）

第6条 産業廃棄物の最終処分業者は、自らの責任において適正な処分を行うため、次の事項を実施すること。

(1) 受託する産業廃棄物の性状把握

産業廃棄物の処分を受託する場合は、あらかじめ当該廃棄物の種類、数量、性状、その他処分に必要な情報を把握し、適切に処分すること。

(2) 承認手続きの確認

受託する要綱特定廃棄物が本市の承認を得ているか確認し、未承認もしくは承認期限の切れた廃棄物は受託しないこと。また、基準に適合しない廃棄物は、基準に適合するための処理を行わない限り受託しないこと。

(3) 事故時の措置

産業廃棄物の処分に関し、事故等により、当該廃棄物が飛散、流出、若しくは地下に浸透したとき、又はおそれが生じたときは、直ちにその事故及び産業廃棄物の飛散、流出等についての応急措置を講じ、復旧に努めるとともに、その状況を遅滞なく本市に報告すること。

また、原因を究明し必要な対策を講じること。

(その他)

第7条 本要綱に定めのない事項及び本要綱の実施に関し必要な事項は、別途要領により定めるもののほか、資源循環局長が定めることができる。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成2年1月1日から施行する。
2. 「有害物質等を含む産業廃棄物の処分方法に関する指導要綱」は廃止する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年3月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

表－1 《有害物質等の略称》

	有害物質等の種類	略 称	有害物質等の種類	略 称
有 害 物 質	アルキル水銀化合物	アルキル水銀	1, 1-ジクロロエチレン	—
	水銀又はその化合物	総水銀	シス-1, 2-ジクロロエチレン	—
	カドミウム又はその化合物	カドミウム	1, 1, 1-トリクロロエタン	—
	鉛又はその化合物	鉛	1, 1, 2-トリクロロエタン	—
	有機燐化合物	有機燐	1, 3-ジクロロブロヘン	—
	六価クロム化合物	六価クロム	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム
	砒素又はその化合物	砒素	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン	シマジン
	シアノ化合物	シアノ	S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルオカルバマート	チオベンカルブ
	ポリ塩化ビフェニル	P C B		
	トリクロロエチレン	—	ベンゼン	—
	テトラクロロエチレン	—	セレン又はその化合物	セレン
	ジクロロメタン	—	1, 4-ジオキサン	—
海 洋 投 入 処 分 に 係 る 規 制 物 質	四塩化炭素	—	ダイオキシン類	—
	1, 2-ジクロロエタン	—		
	銅又はその化合物	銅	ニッケル又はその化合物	ニッケル
	亜鉛又はその化合物	亜鉛	バナジウム又はその化合物	バナジウム
	弗化物	—	有機塩素化合物	有機塩素
規 制 物 質	ベリリウム 又はその化合物	ベリリウム	フェノール類	フェノール
	クロム又はその化合物	クロム		

表-2 《埋立処分に係る判定基準》

(横浜市指導基準)

	項 目	基 準 値 (溶出試験、但しダイオキシン類は含有量試験、総水銀は含有量及び溶出試験両方)	
有 害 物 質	アルキル水銀	検出されないこと	
	総 水 銀	1,000 mg/kg 未満(含有量) 0.005 mg/l 以下(溶出)	
	カドミウム	0.09 //	
	鉛	0.3 //	
	有機 煙	0.2 //	
	六価 クロム	0.5 //	
	砒 素	0.3 //	
	シアソン	1 //	
	P C B	0.003 //	
	トリクロロエチレン	0.1 //	
	テトラクロロエチレン	0.1 //	
	ジクロロメタン	0.2 //	
	四塩化炭素	0.02 //	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 //	
	1,1-ジクロロエチレン	1 //	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 //	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 //	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 //	
	1,3-ジクロロプロパン	0.02 //	
一般 性状	チウラム	0.06 //	
	シマジン	0.03 //	
	チオベニカルブ	0.2 //	
	ベンゼン	0.1 //	
	セレン	0.3 //	
	1,4-ジオキサン	0.5 //	
	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下	
	水分	※ 85 %以下	
	含油量	※ 5 //	

※ 基準値以下であっても性状により埋立不適とされることもある。

表-3 《海洋投入処分に係る判定基準》

項 目	廃棄物の種類	基 準 値		
		非水溶性無機性汚泥	有機性汚泥	廃酸 廃アルカリ
		溶 出 試 験	含 有 量 試 験	含 有 量 試 験
有 害 物 質	アルキル水銀	不 檢 出	不 檢 出	不 檢 出
	総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	0.025 mg/kg以下	0.025 mg/ℓ以下
	カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	0.03 mg/kg以下	0.03 mg/ℓ以下
	鉛	0.01 mg/ℓ以下	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	有機燐	不検出	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	0.5 mg/kg以下	0.5 mg/ℓ以下
	砒素	0.01 mg/ℓ以下	0.15 mg/kg以下	0.15 mg/ℓ以下
	シアン	不検出	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	P C B	不検出	0.003 mg/kg以下	0.003 mg/ℓ以下
	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	0.2 mg/kg以下	0.2 mg/ℓ以下
	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	0.02 mg/kg以下	0.02 mg/ℓ以下
	1, 2 - デクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	0.04 mg/kg以下	0.04 mg/ℓ以下
	1, 1- デクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	1 mg/kg以下	1 mg/ℓ以下
	シス-1, 2 - デクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	0.4 mg/kg以下	0.4 mg/ℓ以下
	1, 1, 1 - トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	3 mg/kg以下	3 mg/ℓ以下
	1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	0.06 mg/kg以下	0.06 mg/ℓ以下
	1, 3 - デクロロプロパン	0.002 mg/ℓ以下	0.02 mg/kg以下	0.02 mg/ℓ以下
海 洋 投 入 処 分 に 係 る 規 制 物 質	チウラム	0.006 mg/ℓ以下	0.06 mg/kg以下	0.06 mg/ℓ以下
	シマジン	0.003 mg/ℓ以下	0.03 mg/kg以下	0.03 mg/ℓ以下
	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	0.2 mg/kg以下	0.2 mg/ℓ以下
	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	セレン	0.01 mg/ℓ以下	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/ℓ以下
	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	0.5 mg/kg以下	0.5 mg/ℓ以下
	銅	0.14 mg/ℓ以下	10 mg/kg以下	10 mg/ℓ以下
	亜鉛	0.8 mg/ℓ以下	20 mg/kg以下	20 mg/ℓ以下
	弗化物	3 mg/ℓ以下	15 mg/kg以下	15 mg/ℓ以下
一 般 性 状	ベリリウム	0.25 mg/ℓ以下	2.5 mg/kg以下	2.5 mg/ℓ以下
	クロム	0.2 mg/ℓ以下	2 mg/kg以下	2 mg/ℓ以下
	ニッケル	0.12 mg/ℓ以下	1.2 mg/kg以下	1.2 mg/ℓ以下
	バナジウム	0.15 mg/ℓ以下	1.5 mg/kg以下	1.5 mg/ℓ以下
	有機塩素	1 mg/ℓ以下	4 mg/kg以下	4 mg/ℓ以下
	フェノール	0.2 mg/ℓ以下	20 mg/kg以下	20 mg/ℓ以下
	p H	—	—	5.0以上 9.0以下
	油分	15 mg/ℓ 以下		
	油膜	処分により海面に油膜が生じないものであること。		

横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要領

制 定 令和3年4月1日
最近改正 令和7年10月14日

(目的)

第1条 この要領は「横浜市産業廃棄物の処分に関する指導要綱」(以下「指導要綱」という。) 第7条の規定により、指導要綱の実施において必要な事項を定めるものとする。なお、本要領における用語の定義は、要綱の例によるものとする。

(産業廃棄物の分類)

第2条 汚泥、廃酸、廃アルカリの分類は次のとおりとする。

- (1) 汚泥、廃酸、廃アルカリを区別する場合は固型分及び不溶成分を測定し、固型分3%未満又は不溶成分1%未満のときはpHにより「廃酸」「廃アルカリ」とし、固型分3%以上かつ不溶成分1%以上のときは「汚泥」とする。
- (2) 汚泥の有機性、無機性の区別は発生工程等により判断する。それで判断できない場合は固型分の熱灼減量を測定し、40%以上のときは「有機性汚泥」、40%未満のときは「無機性汚泥」とする。
- (3) 無機性汚泥の水溶性、非水溶性の区別は、試料の不溶成分を測定し、その量が固型分の50%以上を占めるときは、「非水溶性無機性汚泥」とし、50%未満のときは、「水溶性無機性汚泥」とする。

(分析項目及び頻度)

第3条 指導要綱第5条(2)、(3)及び(4)に規定する分析調査の分析項目及び頻度は次のとおりとする。なお、廃棄物の発生工程等により分析調査が不要となる場合もあるので、事業者は事前に本市に相談すること。

- (1) 市内で埋立処分する場合
 - ア 指導要綱第5条(2)の承認申請を初めて行う場合は、別表1の初回の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。
 - イ 第2回目以降の承認申請及び中間報告については、原材料、処理工程等に変更のない限り、別表1の継続又は中間報告の分析項目に従って、含有量試験、溶出試験及び一般性状試験を行うこと。
- (2) 市内から海洋投入処分する場合
指導要綱第5条(3)の承認申請を行う場合は、別表2の分析項目に従って分析試験を行うこと。

(産業廃棄物分析調査報告書の様式)

第4条 事業者は、指導要綱第5条(2)及び(3)の承認申請を行うとき、又は同条(4)の中間報告をするときには、産業廃棄物分析調査報告書(様式1)により行うものとする。

(産業廃棄物分析調査報告書の記入方法)

第5条 産業廃棄物分析調査報告書の記入方法は次のとおりとする。

(1) [事業者記入欄] の記入方法

- ア 報告者が法人の場合の住所、氏名は、その廃棄物を排出する事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- イ 提出区分は、該当するものを○で囲むこと。
- ウ 廃棄物名は通常使用している名称を記入すること。
- エ 主成分は把握している範囲で記入すること。(例 水酸化銅)
- オ 廃棄物発生工程及び処理工程はできるだけ詳細に図式で記入し、廃棄物の発生部分を明示すること。また、発生場所が報告者の住所と異なる場合は()内に発生場所の住所を記入すること。
- カ 保有する政令で定められた施設は、処分する廃棄物に関する施設の名称又は番号を記入すること。(例 電気メッキ施設(66番))
- キ 処分方法は、該当するものを○で囲むこと。
- ク 廃棄物排出量は、月平均量を記入すること。(例 10t/月)
- ケ 処分頻度は、月又は年に何回処分するかを記入すること。(例 2回/月)

(2) [分析機関記入欄] の記入方法

- ア 試料の性状は当該廃棄物の状態を○で囲み、色は黄土色、薄緑色等、臭気は腐敗臭、刺激臭等具体的に記入し、その他特別な性質があれば記入すること。
- イ 海洋投入処分を行う場合には、固液分離の有無及び油膜の有無の試験を行うこと。
- ウ 含油量は、海洋投入処分の場合は油分、埋立処分の場合はn-ヘキサン抽出物質量の欄に記入すること。
- エ 試験方法は、JIS K○○○○番、○年告示○号の○○方法というように具体的に記入すること。
- オ 分析結果が定量下限以下の場合は不検出等と記入するだけでなく、その試験方法における定量下限値も具体的に記入すること。
- カ 分析期間は、試料を受け付けてから分析終了までとする。

(承認申請手続き)

第6条 指導要綱第5条(2)及び(3)の承認申請を行うときは、次のとおりとする。なお、承認の有効期限は原則として1年間(分析用の試料採取月の1年後の同月末まで)とする。

(1) 本市内で埋立処分する場合

本市に分析調査報告書を提出すること。

なお、本市内で最終処分している廃棄物で、承認を受けた後に市内の最終処分者を変更又は追加する場合は、最終処分者欄を訂正追加した控えの分析調査報告書を本市に提出して承認申請を行うこと。

(2) 本市内から海洋投入処分する場合

ア 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条の6または第18条の2の規定による、許可証の交付を受ける。

イ 本市に次の書類等を持参し、海洋投入処分の内容を説明する。

(ア) 海洋投入処分理由書

(イ) 発生工程及び排水処理工程フローシート

(ウ) 事業所全体の建造物配置図

(エ) 当該産業廃棄物のサンプル

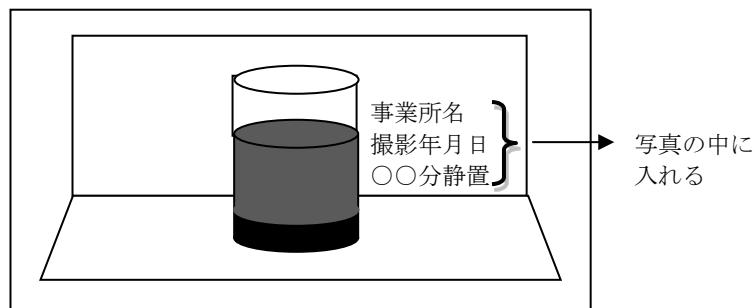
ウ 本市の指示に従って当該産業廃棄物の分析調査を行い、その結果が判明した後、次の書類等を持参して承認申請を行うこと。

(ア) 分析調査報告書2部(1部は控えとして承認後返却する。)

(イ) 事業所全体の建造物配置図(発生場所、保管場所を明示したもの)

(ウ) 写真

- ・ 廃棄物、発生源、処理施設、保管場所、及びその他関連施設の写真。
- ・ 台紙(A4版)に貼り、説明を付記すること。
- ・ 写真はすべてカラーで撮影すること。
- ・ 廃棄物の写真は、廃棄物を無色透明な容器に入れしばらく静置し、固液分離するものは十分に分離してから白紙等をバックにして撮影すること。



- (エ) 当該産業廃棄物のサンプル(300g程度を無色透明な容器に入れたもの)
エ 本市の承認期限後も海洋投入処分の継続を希望する場合は、ウに掲げる書類等のほか、「海洋投入処分実績報告書」2部を持参して、毎年本市に承認申請を行うこと。

(試料の採取方法等)

第7条 要綱特定廃棄物の試料の採取方法等は次のとおりとする。

(1) 試料の採取

分析試料採取場所、採取方法は当該廃棄物を代表するように採取すること。

試料の採取は、原則として日本産業規格(JIS)K0060(産業廃棄物のサンプリング方法)に準拠して行う(ダイオキシン類に係る燃え殻、ばいじんの採取については「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」(平成4年7月厚生省告示第192号)別表第1に定める方法による。)こととするが、これが困難な場合には次にあげる方法により行ってもよい。試料採取にあたっては、採取器具及び試料容器を十分に洗浄して試料に異物が混入したり、試料が汚染されたりしないよう注意し、また必要量より多く採取し、十分に混合又は攪拌して均一にしたのち、四分法等で縮分して分析試料と保管試料等を分取すること。試料容器は金属製のものを避け、ガラス容器、ポリ容器、ビニール袋等を用い、採取後速やかに分析調査を行うこと。

ア 汚泥等を採取する場合

容器内の1か所からではなく、できるだけ各所から採取し、混合縮分して試料とすること。また、保管容器が多数ある場合は、できるだけ多くの容器から同様に採取すること。

イ 液状の廃棄物(流動的な汚泥の場合を含む。)を採取する場合

攪拌することが可能な場合には、十分に攪拌して均一にした上で採取すること。二層以上に分離していて、攪拌することができない場合には、各層の量に応じて採取管等により採取すること。

ウ 塊状の廃棄物を採取する場合

いくつかの塊をランダムに抽出し、それを粉碎・混合したのち、必要量を採取すること。

エ コンクリート固型化物の場合

原則として、固型化する際に予めコンクリート混練物の適量を採取し、テストピースを成形し、これをコンクリートブロックと同一条件で養生を行い、固

化後粉碎して試料とする。強度試験等に用いるテストピースの作成については J I S A 1132及びA1107を参照のこと。

アからエのいずれにも該当しない場合においても、できるだけ品質的に偏らない採取方法をとること。

(2) 試料の保管

ア 試料採取後すみやかに分析を開始すること。

イ 試料の保管については、試料名、採取年月日、採取者名を付して密封し、温度、湿度、直射日光等の影響を受けないよう必要な措置を講じること。

(分析試験方法)

第8条 分析調査は、原則として濃度計量証明事業所の登録がなされている第三者の分析調査機関が行うこと。

(1) 一般性状試験方法

ア 固型分

昭和48年環境庁告示第13号第1の1の備考に準じる。

イ 水分

100から固型分(%)を減じたもの。

ウ 不溶成分

全量を100%とし重量%で表わす。

(ア) 有姿のまま検液とし孔径 $1\text{ }\mu\text{m}$ のメンブランフィルターでろ過し、乾燥後重量測定する。

(イ) 有姿の状態で測定できないものは、試料 10w/v\% 液を検液とし、振とう後メンブランフィルターでろ過し、乾燥後重量測定する。

エ 固形分の熱灼減量

昭和52年環整第95号環境衛生局環境整備課長通達の別紙2のIIによる。

オ pH

(ア) 廃酸、廃アルカリの場合

有姿のままを検液とし、J I S K0102-1.12(ガラス電極法)による。

(イ) 廃酸、廃アルカリ以外の場合

試料 10w/v\% 液を検液とし、J I S K0102-1.12(ガラス電極法)による。

カ 油分

昭和51年環境庁告示第3号(四塩化炭素抽出、赤外吸光光度法)等による。

キ n-ヘキサン抽出物質量

試料の適量をソックスレー抽出器に入れn-ヘキサンを用いて抽出した抽出

液を検液とし、昭和49年環境庁告示第64号付表4に掲げる方法による。

ク 油膜

昭和51年環水企第38号(視認法)による。

(2) 溶出試験方法、含有量試験方法

ア 溶出試験

昭和48年環境庁告示第13号等による。

イ 含有量試験

底質調査方法等を参考にして前処理操作を行い、検出操作は溶出試験と同じ方法による。なお、海洋投入処分の場合は昭和48年環境庁告示第13号による。

ウ 総水銀含有量

令和7年3月環境省「水銀廃棄物ガイドライン」等による。

エ ダイオキシン類

平成4年7月厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」別表第1に定める方法による。

附則

(施行期日)

1. この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

1. この要領は、令和7年10月14日から施行する。